

2021年度

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／  
自動運転（システムとサービスの拡張）／

交通規制情報のデータ精度向上等に係るモデルシステムに関する調査研究」  
に係る公募説明会資料

- ◆SIP第2期自動運転（システムとサービスの拡張）全体概要
- ◆公募概要

この資料は、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／交通規制情報のデータ精度向上等に係るモデルシステムに関する調査研究」への応募をご検討されている事業者のみなさまに最低限必要な重要情報を記載しております。

応募に際しては、公募要領をはじめとする関係書類を熟読してください。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
ロボット・AI部

# 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期 ／自動運転（システムとサービスの拡張）

## 全体概要

## 【社会的意義】

### 道路交通における安心・安全の確保

- 交通事故の低減  
交通事故死者低減目標  
2017年3,694人→2,500人以下に
- 交通渋滞の削減



### 少子高齢化・生産性革命への対応

- 地域の移動手段の確保
- 人手（ドライバー）不足の解消 等

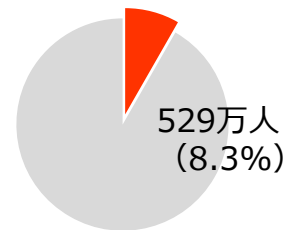


## 【産業的意義】

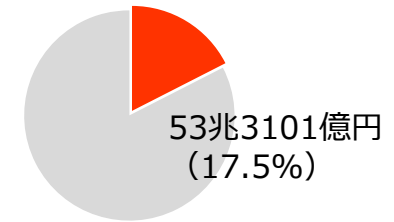
### 自動車産業の競争力強化

自動車製造業の出荷額：主要製造業の約2割

就業人口



製造品出荷額



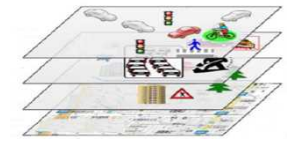
### 新たな産業の創出



車載センサー  
(カメラ、レーダー等)



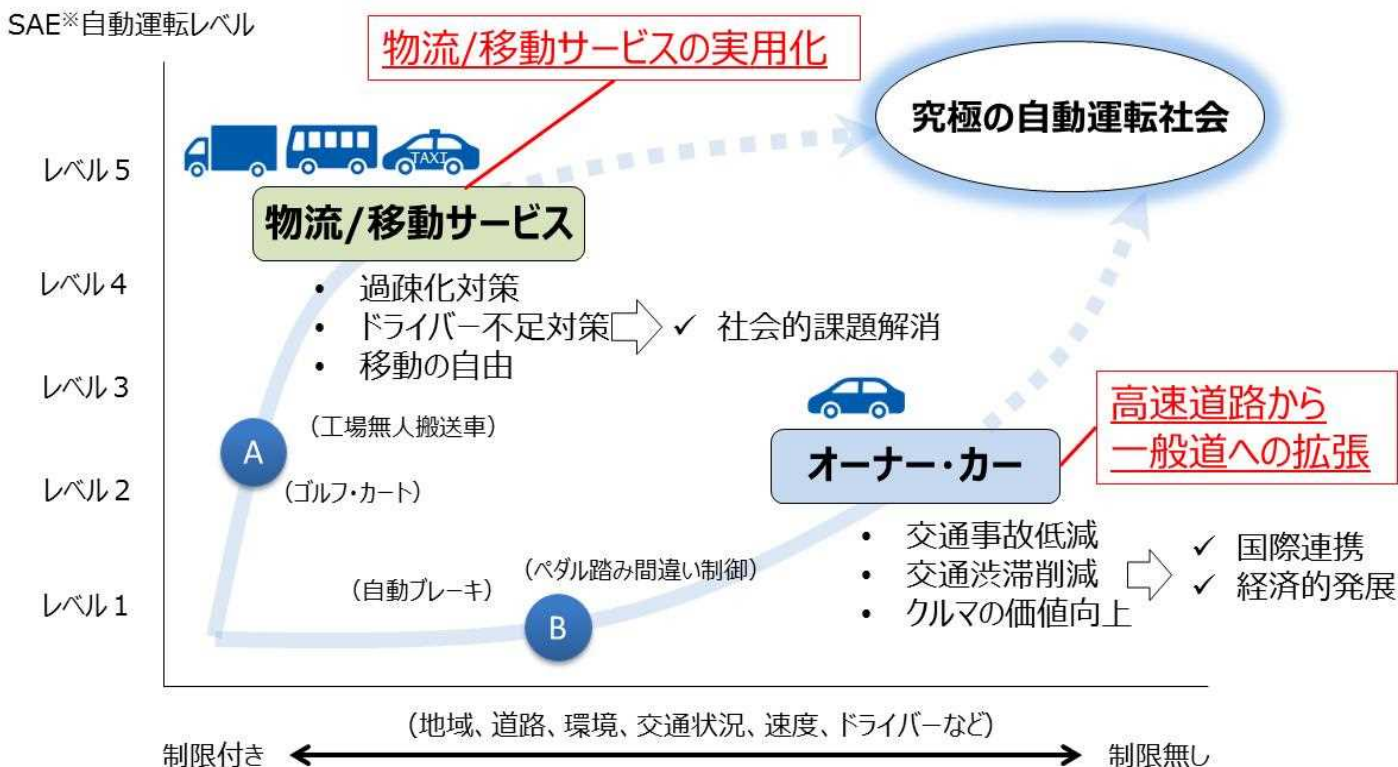
通信機器



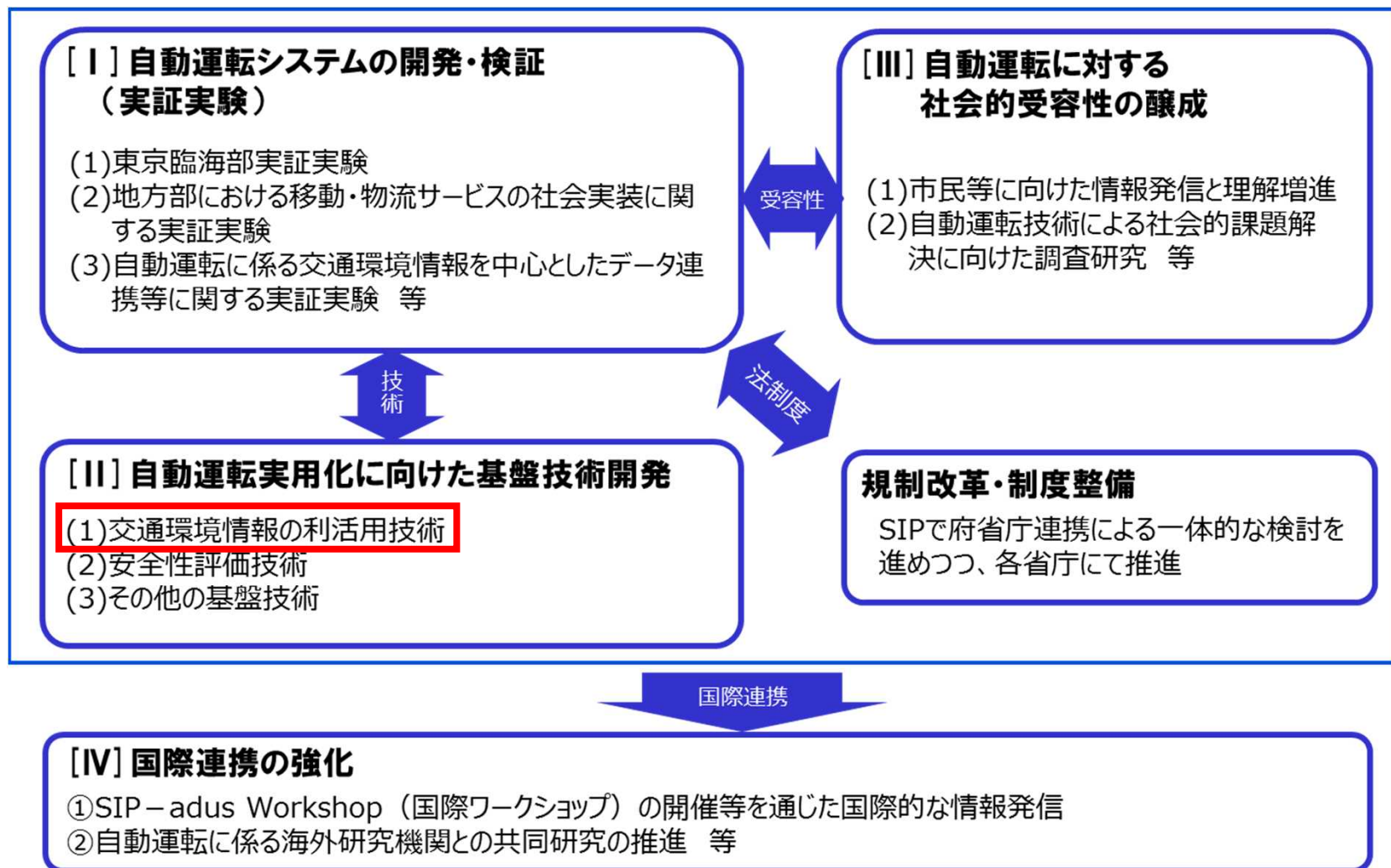
デジタルインフラ

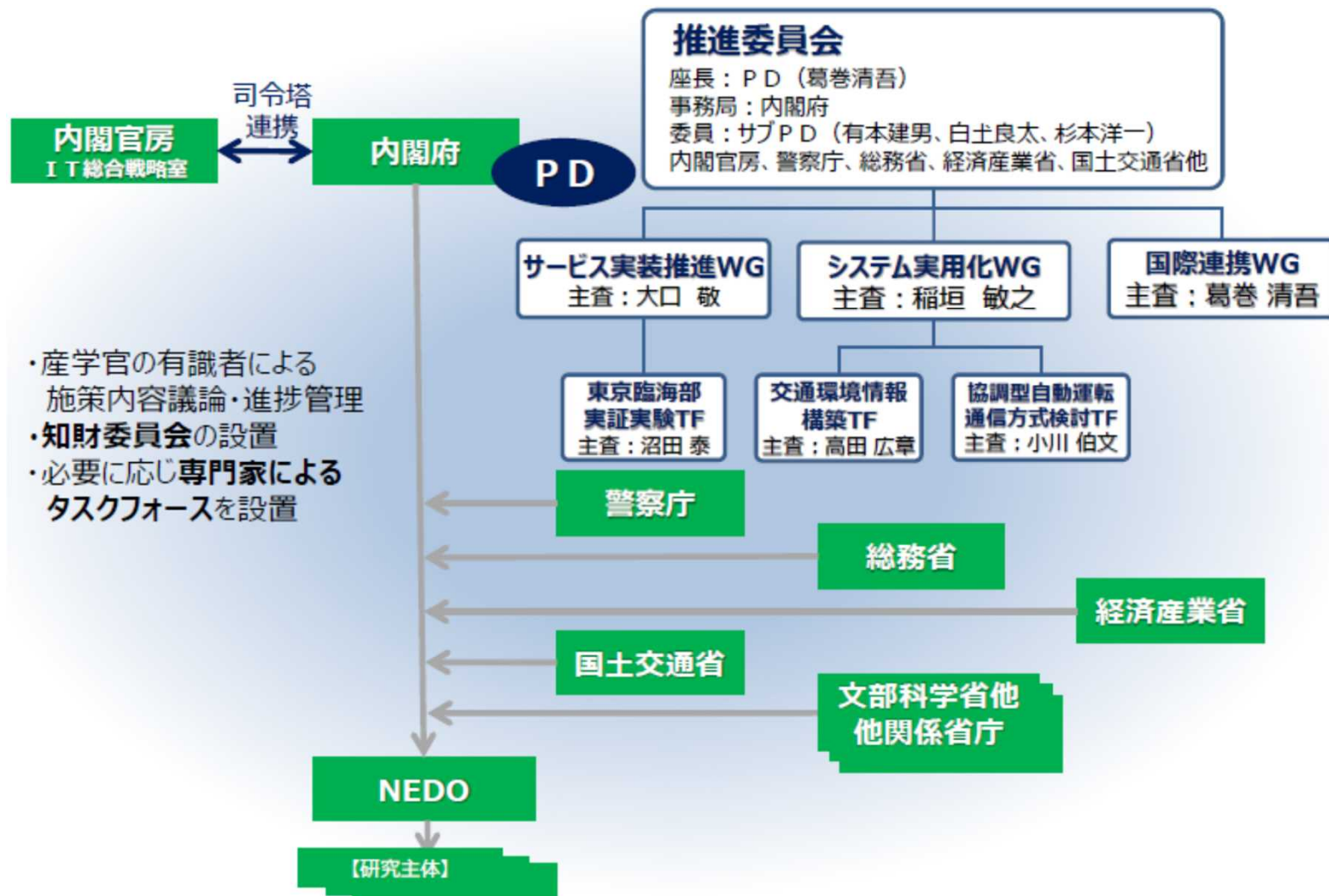
- ✓ 世界的に開発競争が激化する中、自動運転の実用化に向け**協調領域の課題**について**産官学連携**で研究開発を推進。
- ✓ 自動運転の実用化という多くの省庁（警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省（道路行政・自動車安全））に跨る課題解決のため、CSTIの**司令塔機能**により推進。

自動運転の実用化を**高速道路から一般道へ拡張**するとともに**自動運転技術を活用した物流・移動サービスの実用化**することで交通事故低減、交通渋滞の削減、過疎地等での移動手段の確保や物流業界におけるドライバー不足等の社会的課題解決に貢献し、**すべての国民が安全・安心に移動できる社会**を目指す。



\*SAE (Society of Automotive Engineers) : 米国の標準化団体





---

**「交通規制情報のデータ精度向上等に係るモデルシステムに関する調査研究」  
公募概要  
(提案時の注意事項)**

SIP第2期では、一般道も対象とした、より高度なインフラ協調型の自動運転の実用化に向け、静的な高精度3次元地図情報に紐付けして利活用する動的な交通環境情報の生成、デジタル配信により利活用する技術の研究開発及び当該研究開発に関連する調査研究等に取り組む。

本件は自動運転車が必要とする警察で管理する交通規制情報のデータ精度向上を図るためのモデルシステムの開発及び実証実験を行い、全ての都道府県警察に導入するための調査・検討を実施するものである。



## 実施概要

- 検討会議の開催
- 拡張版標準フォーマットの検討
- 交通規制情報と標識情報の紐付けを行うための技術要件の検討
- 画像認識技術の検討
- 精度向上を図る優先順位の検討

## 実施概要

- モデルシステムの構築
- モデルシステムを用いた実証実験
- 導入に必要なとなるコスト試算等に係る検討
- 各都道府県警察の交通規制情報管理システムへのデータ還元に必要な技術要件の検討
- 2022年度の研究開発案の作成

# 本公募による委託事業の基本条件（1 / 2）



	委託事業
事業の主体	N E D O
取得資産の帰属	N E D O
事業成果の帰属	受託者
NEDO負担額	直接経費 + 間接経費 + 消費税
消費税	費用計上対象(10%で計上)
間接経費	中小企業20%、大学15%、大企業10%
その他	研究開発独立行政法人から民間企業への再委託等は、原則、不可。

間接経費の詳細につきましては、N E D Oホームページより、下記URLをご参照ください。

■ 事務処理マニュアル（2021年4月）Ⅷ.間接経費について

<https://www.nedo.go.jp/content/100930481.pdf>

■ 事務処理マニュアル（大学・国立研究開発法人用）（2021年4月）Ⅸ.間接経費について

<https://www.nedo.go.jp/content/100930807.pdf>

## 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、N E D Oが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

### 【参考】

- ・委託事業の手続き：  
約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：  
マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

応募資格のある法人は、次の①～⑪までの条件及び本公募要領に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- ① 当該技術又は関連技術の**研究開発の実績**を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に**必要となる組織、人員**等を有していること。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な**経営基盤、資金及び設備**等の十分な管理能力を有し、かつ**情報管理体制**等を有していること。
- ③ NEDOが事業を推進する上で必要となる措置を**委託契約に基づき適切に遂行できる体制**を有していること。
- ④ 企業等が単独で本事業に応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- ⑤ 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- ⑥ 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの**研究開発成果の実用化・事業化計画の立案**とその実現について十分な能力を有しており、**各企業等間の責任と役割が明確化**されていること。
- ⑦ 本邦の企業等で**日本国内に研究開発拠点**を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

## ⑧ 警察庁との協議

警察庁と進捗状況を含め作業内容全般について月1回程度打合せを行うこと。また、打合せの議事録を作成し、警察庁へ提出すること。

本事業の実施方針等についてSIP関連会議へ報告等を行う際は、事前に警察庁に協議すること。

本仕様書の内容に疑義が生じた場合、その他特に必要がある場合は、事前に警察庁と受託者とが協議の上、決定するものとする。

## ⑨ ソフトウェア

今回開発するソフトウェアは、2022年度に警察庁で調達するハードウェアにおいても問題無く動作・運用できるような構成・仕組みを有し、サーバ移行に関するインストール手順書、操作手引書、運用仕様書等を作成し提出すること。

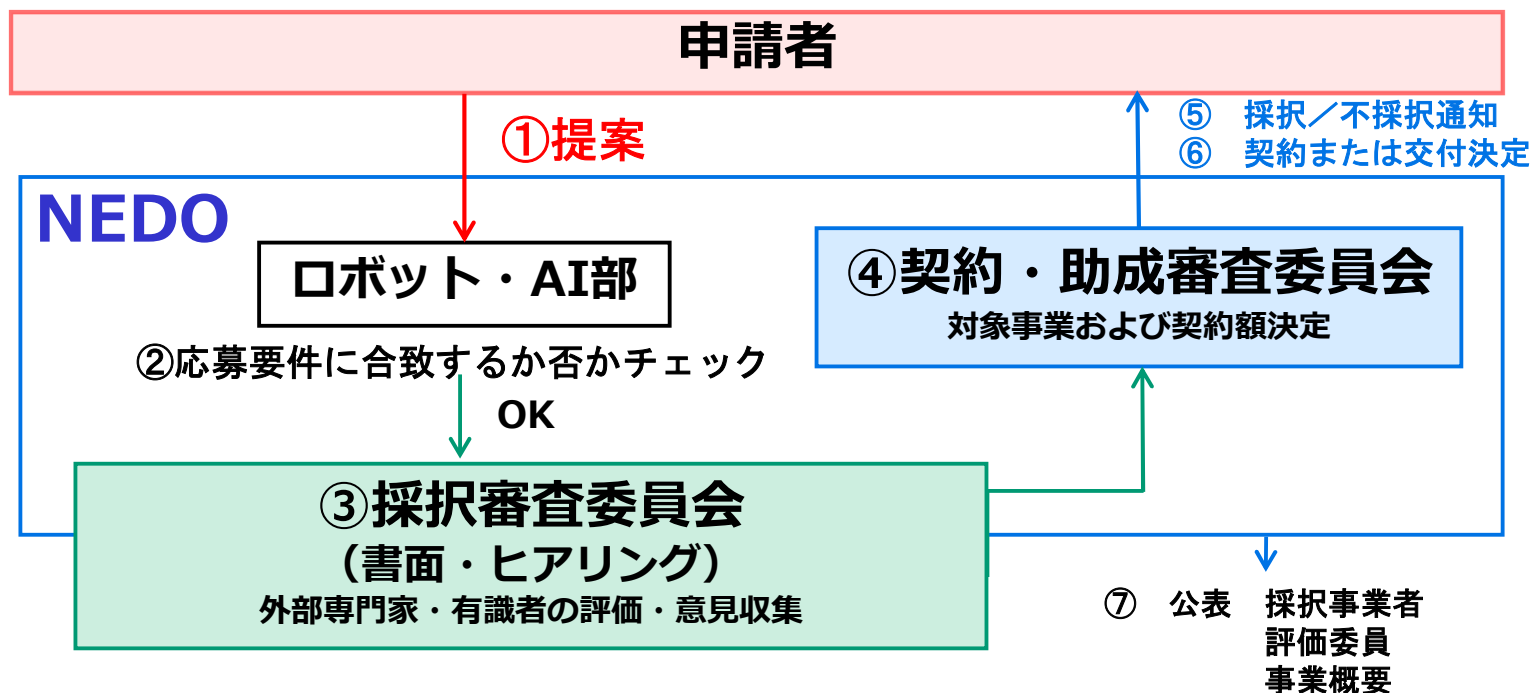
## ⑩ 交通規制情報に関する専門知識の保有

2022年度には警察庁交通規制情報収集・管理システムと接続するモデルシステムの構築を想定していることから、警察庁交通規制情報収集・管理システム及び都道府県警察交通規制情報管理システムに関して専門的な知見を有するとともに、都道府県警察の交通規制情報管理システムの運用実態やシステム構成等を十分に理解していること。また、本事業の要求事項を満たすためのノウハウや経験を有し、適切な提案が可能であること。ただし、受託者がジョイントベンチャーである場合は、いずれかの企業が当該要件を満たすこと。

## ⑪ 委託期間中又は委託期間終了後に、ワーキンググループ、タスクフォース及び関連会議体に参加し、作業進捗について報告すること。また、外部向けの成果報告会等のイベントにおける展示や発表、及び成果報告書等の執筆を依頼することがある。

## 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の 契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

- 採択審査委員会では書面、ヒアリング審査により外部専門家・有識者からの評価を得ます。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会での評価を踏まえNEDOが定める基準等に基づき、最終的に受託者を決定します。
- 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。



- i. 提案内容がSIPの**目的、目標に合致**しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 提案内容・研究計画は**実現可能**か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- v. 応募者が当該研究開発を行うことにより**国民生活や経済社会への波及効果**は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化に向け、平行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か。等）
- vi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）
- vii. 総合評価



a. 採択結果の公表等について

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

- 2021年 4月28日： 公募開始
- 5月27日正午： 公募締切
- 6月中旬（予定）： 採択審査委員会  
(外部有識者による審査)
- 6月下旬（予定）： 契約・助成審査委員会
- 7月上旬（予定）： 委託先決定
- 7月上旬（予定）： 公表（プレスリリース）

- 提案書（別添 1、別添 2）
- 研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書（詳細は別添 3）
- 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 4）
- NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添 5）
- 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 6）
- 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）  
（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- 直近の事業報告書
- 財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）  
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）
- NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）  
に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す  
文書
- 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは  
関心を示していることを表す資料

## ■ 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## ■ 知財委員会について

**知財委員会をNEDOに置きます。**知財委員会はNEDO等から執行される研究開発成果に関する論文発表及び特許等の出願・維持等の方針決定のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整を行います。

## ■ 契約に関する合意について

提案書 6. 契約に関する合意 に記載する

「代表者氏名」は提案書の表紙に記載の代表者名としてください。

## ■ データマネジメント

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち、**【委託者指定データを指定しない場合】**を適用します。

お問い合わせは、下記宛に電子メールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

## 【問い合わせ先】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 木村、田中、鈴木

E-mail : sipadus\_publicoffering@nedo.go.jp

## ■提出期限：

2021年5月27（木）正午（アップロード完了）

## ■提出先：

Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/aby4oehdkpm2>